[事案 2019-59] 新契約無効等請求

- ・令和元年10月29日 裁定打切り
- ※本事案の申立人は、「事案 2019-60」の申立人の家族である。

<事案の概要>

無面接による契約であること等を理由として、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成12年から13年にかけて契約した4件の定期保険について、以下の理由により、契約を 無効とし、既払込保険料および遅延損害金を支払ってほしい。

- (1) いずれの契約も、自分と募集人とは一面識もなく、無面接募集の違法な契約である。診査 および告知については、保険会社の担当者に健康診断であると騙されて行った。
- (2)保険会社は、一部契約の存在を(不成立になったとして)隠している。
- (3)保険料引去口座とされている自分名義の口座は、親が管理しており、自分は口座開設手続きさえしていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)契約時に無面接等の不備があったとしても、申立人名義の口座から保険料が継続的に支払 われるなどしており、申立人による契約の追認がなされている。また、申立人は保険代理 店を務めていたものであり、当社の職員に騙されて診査および告知を行ったということは あり得ない。
- (2)一部の申込書の筆跡は申立人以外の筆跡と思われるものの、少なくとも各契約の告知書は申立人の筆跡と思われる。
- (3) 一部契約については申込期限切れまたは診査未了により不成立となったため、それらの契約の保険料は申立人名義の口座に返金している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握する ため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、各契約が有効に成立したか否か、および、保険会社に保険料の返還義務があるか否かを判断するためには、申込みおよび告知に関する経緯、申込手続を行った者の代理権の有無、保険料引去口座の取引の履歴、銀行口座の管理状況等の事情を明らかにしなければならない。これらの事情を明らかにするためには、契約手続きに関わった人物に対する証人尋問、銀行等に対する資料提出要請等が必要となるところ、当審査会はこのような手続きを持たず、この点について明らかにすることは困難であるため、裁定手続を打ち切ることとした。